

耐震評価機関の指定基準

「岡山県建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱」第10条の規定に基づき、耐震診断等の結果及び耐震改修工事の計画を評価する耐震評価機関を知事が指定する基準を次のとおり定める。

平成18年2月1日施行

平成18年4月3日改正

平成19年7月25日改正

平成23年8月18日改正

記

指定基準

- 1 知事が指定する木造住宅の耐震診断等の評価を行う耐震評価機関は、次の要件を満たすものとする。
 - (1) 木造住宅の耐震診断・改修計画の耐震評価を行う評価委員会等の体制を具備し、100件以上の耐震評価実績があるもの。
 - (2) 評価結果に対する県民からの問い合わせに円滑に対応可能な事務局又は窓口があること。

- 2 知事が指定する建築物（木造住宅以外）の耐震診断等の評価を行う耐震評価機関は、次の要件を満たすものとする。
 - (1) 建築物の耐震診断・改修計画の耐震評価を行う評価委員会等の体制を具備し、100件以上の耐震評価実績があるもの。
 - (2) 公立学校の耐震評価を行おうとする場合は、公立学校の耐震評価を行う「耐震診断等の事前確認に係る公的機関」（文部科学省の前に審査を行う機関）としての位置づけを得られるもの。
 - (3) 県下のいずれの特定行政庁においても、耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定をする際に事前に受ける耐震評価の評価機関として認められるものであること。
 - (4) 評価結果に対する県民からの問い合わせに円滑に対応可能な事務局又は窓口があること。